明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（二四四）　二
〔省　令〕
○ＰＦＯＩ等の製造設備に関する技術上の基準を定める省令（厚生労働・経済産業・環境一）　三
○ＰＦＯＩ等の取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものに限る。）を定める省令（同二）　五
○ＰＦＯＩ等の取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものを除く。）を定める省令（同三）　六
○経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業四五）　六
〔告　示〕
○ＰＦＯＩ等の容器、包装又は送り状にＰＦＯＩ等による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項（厚生労働・経済産業・環境五）　八
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産一三五九）　八
○肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件（同一三六〇）　八
○登録講習機関の登録の届出並びに変更の届出があった件（国土交通一〇一一）　八
○建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針及び建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件の一部を改正する告示（同一〇一二）　八
○出雲空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（同一〇一三）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価、買収前の所有者等への売払い関係　八
裁判所
破産、免責、再生関係　八
特殊法人等
地方公務員災害補償基金令和五年度決算、司法書士名簿登録等、日本弁護士連合会懲戒処分関係　八
地方公共団体
行旅死亡人、特定空家等の除却命令、農業協同組合法第七十三条第四項で準用する法第六十四条の二の届出関係　八
会社その他
会社決算公告　八

本号で公布された法令のあらまし

◇化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二四四号）

（経済産業省）

1　第一種特定化学物質として、ペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であって、炭素数が八のものに限る。）又はその塩及びペルフルオロオクタン酸関連物質を指定することとした。（第一条第一項関係）

2　厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、炭素原子と直接に結合するペンタデカフルオロアルキル基（炭素数が七のものに限る。）を有する化合物であって、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロオクタン酸又はペルフルオロアルカン酸を生成する化学物質を定める厚生労働省令、経済産業省令、環境省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、薬事審議会、化学物質審議会及び中央環境審議会の意見を聴くものとした。（第一条第二項関係）

3　第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品として、ペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であって、炭素数が八のものに限る。）又はその塩等について、はっ水性能又ははっ油性能を与えるための処理をした生地等を定めることとした。（第七条関係）

4　第一種特定化学物質を使用することができる用途として、令和七年一二月三日までの間、八：二フルオロテロマーアルコールについて、穿刺（せん）若しくは切開を伴う方法又は人の体内に植え込む方法で用いられる医療機器の製造に使用する合成樹脂の原料となる一―[（三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデシル）オキシ]プロパン―二―イル＝メタクリラートの製造を、令和一八年一二月三一日までの間、ペルフルオロオクチル＝ヨージドについて、医薬品の製造に使用する一―ブロモ―一・一・二・二・三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・八―ヘプタデカフルオロオクタン（別名ペルフルオロオクチル＝ブロミド）の製造を指定することとした。（原始附則第三項関係）

5　技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品として、当分の間、ペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であって、炭素数が八のものに限る。）又はその塩等について、消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤を定めることとした。（原始附則第四項関係）

6　この政令の施行に伴う所要の経過措置等を定めることとした。（附則第二条～第五条関係）

7　中央環境審議会令その他関係政令について所要の改正を行うこととした。（附則第六条及び第七条関係）

8　この政令は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を経過した日から施行することとした。